

那覇市議会基本条例(素案)パブリックコメント実施後の修正箇所

現行案	修正案
(議員の活動原則) 第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。 (2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。 (3) 不断の活動及び研さんを通じて自己の資質の向上に努めること。 (市民参画機会の確保) 第6条 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 (説明責任) 第7条 議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供に努めなければならない。	(議員の活動原則) 第4条 議員は、議会を構成する一員として、<u>市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し</u>、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1)～(3) 省略(修正なし) (<u>会議の公開</u>と市民参画機会の確保) 第6条 <u>議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。</u> 2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を<u>図るものとする。</u> (説明責任) 第7条 省略(修正なし) 2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を<u>図るものとする。</u>

(議会報告会及び市民との意見交換)

第8条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。

2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けることができる。

(請願及び陳情)

第9条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第10条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努めるものとする。

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第8条 省略（修正なし）

2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。

(請願及び陳情)

第9条 省略（修正なし）

2 省略（修正なし）

3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達及び処理経過並びに結果等の情報の提供を図るものとする。

(広報広聴の充実)

第10条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実にを図るものとする。

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。